

# 公 募 要 項

兵庫県立がんセンター駐車場等整備運営事業

令和4年12月  
兵庫県病院局

# 目 次

I	概要	
1	事業名	1
2	目的	1
3	事業期間	1
4	事業予定地	1
5	事業の基本事項	1
6	事業の内容	1
7	光熱水費	3
8	固定資産税及び都市計画税	3
9	その他	3
II	事業スケジュール	4
III	参加資格要件等	
1	参加資格要件	4
2	留意事項	5
IV	応募方法等	
1	公募要項等の配付	5
2	要求水準書等の配布	5
3	公募要項等に関する質問受付及び回答	6
4	参加資格確認申請書の提出	6
5	資格審査確認通知書の送付	6
6	提案書類の提出	6
V	優先交渉権者選定方法等	
1	選定方法	7
2	選定方針	7
3	選定のフロー図	7
4	ヒアリング審査の方法	8
5	留意事項	8
6	辞退届の提出	9
VI	契約	
1	基本協定書の締結	9
2	契約書の締結	10
3	契約の条件	10
VII	参考事項	10

# I 概要

## 1 事業名

兵庫県立がんセンター駐車場等整備運営事業（以下「本事業」という。）

## 2 目的

本事業は、兵庫県病院局（以下、「本県」という。）が実施している兵庫県立がんセンター（以下「本病院」という。）の建替整備において、民間事業者（以下「事業者」という。）の資金と経営能力等によって駐車場等（以下「施設」といい、付帯施設及び外構を含む。）を整備し、維持管理及び運営を委ねることにより、効率的な駐車場運営、患者等へのサービス向上を行うため、本事業に参画する事業者を公募することを目的としている。

## 3 事業期間

事業期間は、原則30年以内とし、事業者の提案に基づき本県が承認した期間とする。  
なお、施設の建設及び除却等に要する期間は、事業期間に含まないものとする。

## 4 事業予定地

兵庫県明石市北王子町（現段階では、本病院整備予定地内の23,791㎡程度（1期工事：13,360㎡、2期工事：2,300㎡、3期工事：8,131㎡）を本事業対象敷地面積と想定している。）  
なお、本事業対象敷地面積は、本病院の設計進捗状況を踏まえ確定する。  
また、2、3期工事の時期や場所は流動的になるため柔軟に対応すること。

## 5 事業の基本事項

- (1) 事業者は、患者をはじめとした本病院利用者等の利便性を向上させる場を提供するため本公募要項、要求水準書及び添付資料一式（以下「公募要項等」という。）の内容を満たす範囲で自由な提案により施設を整備し、維持管理し、運営する。
- (2) 付帯施設の提案は、本病院利用者のサービス向上につながるものとする。
- (3) 施設の運営は、事業者が行う。
- (4) 事業者は、全施設入居者と共同して本県の実施するモニタリングに協力し、その結果、本事業の要求水準に達していないことが判明し、本県から改善が求められた場合は、必要に応じた改善措置を講じなければならない。
- (5) 本県は、施設の公共価値を高めることを目的として、本事業に対して可能な限りの支援・協力を行う。

## 6 事業の内容（詳細は、別に配布する要求水準書を参照のこと。）

### (1) 業務内容

事業者は、施設の設計、建設、維持管理、運営及びその他の下記関連業務を行うこととする。

事業手法は、事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）し、契約期間にわたり維持管理、運営（Operate）を行い、事業期間終了後、その施設を本県に移転（Transfer）するBOT方式とする。

よって、本県と事業者は、事業契約書及び事業用定期借地権設定契約書等を締結するものとする。なお、土地の賃借権登記は行わないものとする。

建設期間中及び事業期間中の維持管理及び運営業務は、原則として事業者が提案した内容に基づいて、駐車場料金収入及び付帯施設入居者（以下「入居者」という。）からの利用料金（以下「料金等」という。）及び自らの資金により、事業者が行うものとする。

### ① 設計・建設

事業者は、本病院の整備スケジュールに併せて、施設の設計、工事監理、建設並びにこれらを実施する上で必要となる建築確認をはじめとした行政手続、各種調査（敷地測量・土地調査・地質調査等）、並びに電気、電話、ガス及び上下水道並びに近隣住民への説明等を行うものとする。なお、施設整備については事業者以外により実施することができる。

事前調査から建設工事終了までの間は、本県、本病院の設計者、工事監理者、工事施工者及びその他関係者と十分協議し、不備が生じることのないよう以下の業務を実施すること。

- ア 事前調査業務（敷地測量・土地調査・地質調査等を含む。）及びその関連業務
- イ 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
- ウ 施設整備に係る建設工事（外構工事（平面駐車場を含む）を含む。）及びその関連業務
- エ 施設整備に係る備品調達及びその関連業務
- オ 工事監理業務
- カ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

### ② 維持管理

事業者は、事業期間中、施設の維持管理業務を使用上の問題がないように行うものとする。公募要項等に示す機能を維持するために行う修繕・更新はその規模に関わらず、すべて本事業範囲とし、事業者が以下の業務を実施するものとする。

- ア 建物保守管理業務
- イ 外構（平面駐車場を含む）保守管理業務
- ウ 設備保守管理業務
- エ 清掃業務
- オ 安全管理業務（交通誘導・防犯・防災管理等）

### ③ 運営

事業者は、事業期間中、以下の施設運営業務を行うものとする。

- ア 入居者の入退居管理（入居者（付帯施設を含む）の選定は本県の承認が必要）
- イ 施設管理業務
- ウ 利用料金（駐車場料金、入居料及び管理費等）徴収業務

### ④ その他（事業期間終了時の施設の引渡し（譲渡）業務）

- ア 契約期間満了後の契約の更新は原則行わない。
- イ 事業者は、原則として、事業期間終了後速やかに本県に施設を無償譲渡するものとする。ただし、当該施設がその後の使用に耐えない状況であると県が判断した場合は施設を撤去し、更地として土地を本県に返還するものとする。（事業期間が30年以上の場合、借地借家法第13条の建物買取請求権が発生するが、同法第23条第1項の規定に基づき、特約により同請求はしないものとする。）

## (2) 駐車場の利用料金の設定について

駐車場の利用料金の設定については、本県の承認を得たうえで事業者が決定できる。ただし、職員用駐車場は無料とする。

## (3) 入居者の賃料の設定等について

入居者の賃料及び管理費等については、事業者が決定でき、入居者との賃貸借契約は、事業者が結ぶものとする。なお、入居者は事故等に備えてリスクを分散できる保険に加入することを条件とする。

### ① 入居者等の家賃保証等の有無

県は、事業者への入居者の家賃保証等を行わない。

## ② 入居者

入居者は、事業者の提案とするが、患者をはじめとした本病院利用者等の利便性を向上させることを条件として、自らの提案により、自らの収益に資する入居者を募集することができる。なお、事業の実施に伴う関係法令上必要となる諸官庁等への申請・届出等については、すべて事業者の責任において行い、申請・届出等の状況について本県に報告すること。

## (4) 事業用地

本事業に要する事業用地は本県から賃貸借するものとし、その範囲は、本県の示す想定事業予定地の範囲とし、本病院建設の進捗状況を踏まえて具体的な範囲を決定する。

なお、賃料については、収益を生む付帯施設部分に対し、兵庫県病院局公有財産規程<sup>\*</sup>に基づき徴収する。（別紙4「事業用定期借地権設定契約書（案）」）加えて、追加の賃料提案も可（年間売上実績に一定の率を乗ずるような変額の設定も可とするが、規程に基づく賃料を下回ることがないようにすること）とする。

また、借地期間は、工事期間から事業終了までとする。

※規程に基づく賃料：公有財産台帳価格（67,897円）×付帯施設対象面積×4%

### ① 公正証書の作成

事業用定期借地権設定契約書は公正証書とし、その作成費用はすべて事業者の負担とする。

### ② 権利義務の制限等

ア 事業用地に転借権その他の使用収益を目的とする権利を設定することを禁止とする。

イ 事業用地上の施設を第三者に譲渡し、又は担保の用に供することを禁止とする。

ウ 事業用地の用途を変更することを禁止とする。

## (5) 借地権等設定の条件

① 土地の賃借権登記及び抵当権登記等を行わないものとするが、建物の保存登記を行うことは妨げない。

② 事業者が施設入居者との賃貸借契約を締結する場合は、事前に書面にて本県の承認を得るものとする。なお、この場合、事業者は本県との事業契約に定める期間を超えて入居者と賃貸借契約を締結することはできない。

## 7 光熱水費

本事業に係る光熱水費については、全て事業者負担とする。

## 8 固定資産税及び都市計画税

本事業に係る固定資産税及び都市計画税については、全て事業者負担とする（土地に係る部分を除く。）。

## 9 その他

### (1) 業務内容の変更

当初定めた業務内容について、追加変更等を行う場合は、本県の承認を得るものとする。

### (2) 土地利用の制限

事業者は、事業契約に定めた目的以外に事業用地を利用することはできない。

### (3) 本病院整備との関係

本事業の施設整備は、本病院の整備期間中に実施するため、本県、本事業の設計者、工事監理者、工事施工者、その他関係者と協力のうえ、整備を進めること。

特に、建物・外構の設計及び工事の取り合いや、スケジュールについては、本病院の整備に支障が出ないように本県並びに本病院・設計者・工事監理者等の指示に従うこと。

## II 事業スケジュール

年 月	事 業 内 容
R4. 12月16日(金)	公 告
R4. 12月16日(金) ~ 1月6日(金)	公募要項・要求水準配布期間
R4. 12月16日(金) ~ 1月6日(金)	公募要項・要求水準に関する質問受付
R5. 1月16日(月)	公募要項・要求水準に関する質問への回答 (一斉回答)
R4. 12月16日(金) ~ 1月20日(金)	参加資格確認申請書等の提出期間
R5. 1月27日(金)	資格審査確認通知書の通知(一斉回答)
R5. 4月上旬	提案書類の提出期限
R5. 5月中旬	選定期間(ヒアリング審査実施)
R5. 5月中旬	優先交渉権者の決定(選定結果の通知)
R5. 6月下旬	優先交渉権者と基本協定書の締結
R5. 8月下旬	事業契約書等の締結
R5. 9月上旬~R8. 3月末	実施設計等期間、施設整備(建築工事)期間
本病院開院期 R8. 上期	事業開始

※ 本病院の工事着手や開設時期が遅れる場合等は、上記スケジュールは変更となる可能性がある。

〈参考：スケジュール〉

年度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	備考
本 病 院	実施設計	→							~R5. 4
	建築工事		→						R5. 9~R8. 2
	開院				◎				
	現病院解体					→			R8. 6~R10. 10
本 件	1期		→						R5. 9~R8. 2
	2期				→				R8. 3~R8. 5
	3期						→		R10. 11~R11. 9

※ 本病院工事との取合等を考慮のうえ、本事業の工事着手の時期等の詳細は協議により決定する。(病院整備における工事ヤードとして対象地を使用するため。)

## III 参加資格要件等

### 1 参加資格要件

応募事業者は、次の要件を満たすこととする。

- (1) 申込者は、1者又は複数の事業者で構成するグループとするが、複数の事業者のグループにより提案する場合には、代表事業者を定めること。なお、グループ内の企業が変更となる場合は、本県の承認を得ること。
- (2) 申込者の構成員は、他の申込者の構成員になることはできない。
- (3) 工事は、兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の建設工事に登録されている者が実施することとし、下請業者は県内業者への発注に努めること。
- (4) 構成員の中に国、地方公共団体、独立行政法人等の立体駐車場の整備または運営の実績がある者及びPPP事業（官民連携事業）の実績がある者を含むこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立てがなされたものでないこと。
- (7) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税及びこれらに付随する延滞金等について滞納していないこと。
- (8) 参加資格確認申請書等の提出期限から優先交渉権者の決定までの期間に、兵庫県における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規程に基づき、現に指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第3号に規定する暴力団員に該当しない者であること。暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

## 2 留意事項

応募事業者が、提案書類の提出から優先交渉権者の決定までの期間に上記参加資格要件を欠くこととなった場合は、原則として当該応募事業者の参加資格を取り消すものとする。なお、複数事業者による応募の場合、構成員の1者が上記参加資格要件を欠くことになった場合も原則として当該応募事業者の参加資格を取り消すものとする。

## IV 応募方法等

### 1 公募要項等の配付

#### (1) 配付場所

##### ①兵庫県病院局企画課(事務局)

〒650-8567 兵庫県神戸市下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館12階

兵庫県病院局企画課病院整備班

電話：078-362-3223（直通）

メール：byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

##### ②インターネットからのダウンロード

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/ganparking.html>

#### (2) 配付期間

令和4年12月16日(金)～令和5年1月6日(金)

ただし、上記(1)①については、午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。年末年始(12月29日～1月3日)、土曜日、日曜日を除く。)

## 2 要求水準書等の配付

公募にかかる要求水準書及び様式集については、公募要項の配付期間において、別途希望者に配付するものとする。なお、インターネットのダウンロードにより公募要項を入手した

者に対しては、事務局あての要求水準書等の配付希望の申し出に基づき別途配付する。

(要求水準書等の配付希望の連絡先)

1の(1)①と同じ

### 3 公募要項等に関する質問受付及び回答

#### (1) 受付期間

令和4年12月16日(金)～令和5年1月6日(金)

※最終日は、午後5時までの受付とする。

#### (2) 受付先(事務局)

1の(1)①と同じ

#### (3) 提出方法

質問書(様式1)に記入し、受付期間内に電子メールにより、上記受付先へ提出するものとする。なお、口頭、電話等による質問等は受付けない。

#### (4) 回答

令和5年1月16日(月)

提出された質問等に関する回答については、原則として質問者を特定できないようにした上で、要求水準書を配付したすべての者に、電子メールで送付する。(事業者の提案内容等に抵触する場合は、非公開とすることも可とする。)

### 4 参加資格確認申請書の提出

応募事業者は、「IVの1 参加資格要件」に掲げる参加資格を有することを証明するため、「参加資格確認申請書」を本県に提出しなければならない。

#### (1) 提出期間

令和4年12月16日(金)～令和5年1月20日(金)

※持参する場合は、午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。年末年始(12月29日～1月3日)、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

#### (2) 提出先

1の(1)①と同じ

#### (3) 提出書類及び部数

参加資格確認申請書(様式2)、添付書類(様式3ほか) 各1部

#### (4) 提出方法

持参又は郵送のこと。(郵送の場合は書留又は信書便とし、提出期限内に必着のこと。)

### 5 資格審査確認通知書の送付

(1) 令和5年1月27日(金)以降、資格審査確認通知書を電子メールにより通知する。

(2) 資格審査確認通知書により、「承認」と評価された事業者には、登録受付番号を併せて通知するので、提案書類提出の際に本登録受付番号を記載すること。

(3) なお、資格審査確認通知書により、「承認しない」と評価された事業者は、次のヒアリング審査の対象とならない。(詳細は、「V 優先交渉権者選定方法等」を参照)

### 6 提案書類の提出

応募事業者は、本事業に対する提案内容を記載した提案書類を、以下に従い提出すること。

#### (1) 提出期限(令和5年4月上旬予定)

資格要件を確認できた事業者のみ資格審査確認通知書にて通知

- (2) 提出先 1の(1)①と同じ
- (3) 提出書類 提案書(様式5～様式12)
- (4) 提出方法

15部(原本1部、副本14部)を持参又は郵送のこと。(郵送の場合は書留又は信書便とし、提出期限内に必着のこと。)

(5) 提案書提出に関しての注意事項

提案書及びパース図等の副本には企業名を記載しないこと及び商品名等も使用せず、一般名称を用いること。また、企業名が特定できるマーク及びシンボルカラー等を使用しないこと。

(6) 記載方法等の問い合わせ先

- ① 1の(1)①と同じ
- ② 提案書各様式の記載方法等事務的な質問に限り、3の質問受付期間に関わらず問い合わせを受けける。その結果、必要と判断した場合は、質問者のほか参加登録者すべてに回答する。

V 優先交渉権者選定方法等

1 選定方法

- (1) 優先交渉権者の選定は「公募型プロポーザル方式」により実施する。
- (2) 選定に当たっては、本県に「兵庫県立がんセンター駐車場等整備運営事業事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。なお、委員名は公表しない。

2 選定方針

選定は、次の2段階とする。

(1) 要件審査(第1段階)(令和5年1月下旬)

提出された参加資格確認申請書等に基づき、参加資格を確認する。要件審査により、参加資格を確認できない事業者は次の審査の対象としない。

(2) ヒアリング審査(第2段階)(令和5年5月中旬)

提出された提案書類に基づき、提案内容のヒアリング(プレゼンテーション)を実施し、優先交渉権者を決定する。ヒアリング(プレゼンテーション)の実施日時等の詳細については、提案書類提出以降、電子メールにより通知する。なお、応募事業者多数の場合は、書類審査を行う場合がある。

3 選定のフロー図

選定の流れは、次のとおりである。

段 階	内 容
第1段階 (1月下旬)	要件審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">参加資格確認申請書受理</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">参加資格審査</div> → 資格要件を確認できない場合は失格
第2段階 (4月上旬)	ヒアリング審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">提案書受理</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">提案書審査</div> (評価項目に関する採点及び確認事項の洗い出し)

	<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">※ 応募事業者多数の場合は、書類審査を行う場合がある。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">ヒアリングの実施 (プレゼン及び選定委員による質疑)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">総合評価 (ヒアリングを受けて、評価項目に関する最終採点)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">選定委員会による優先交渉権者の選定</p>
審査後 (5月中旬)	<p style="text-align: center;">本県による優先交渉権者の決定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審査結果の通知・公表</p>

#### 4 ヒアリング審査の方法

- (1) 評価項目については、別紙1「評価等事項」のとおりである。
- (2) 評価項目について、提出書類及びヒアリングにおける応募事業者の説明（プレゼンテーション）、質疑を行い、採点基準に基づき総合的に採点する。
- (3) プレゼンテーションの内容について、既に提出している提案書の内容に即したものであれば、プレゼンテーション時にパワーポイント等で作成した別資料による説明を認める。  
ただし、提案書と異なる説明をした場合は、提案書の内容を優先するものとして審査する。
- (4) 選定委員会は、評価点数が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。また、次順位の応募者を次点者として選定する。なお、応募した事業者が1者の場合でも、選定委員会の評価を行う。
- (5) 審査の結果が同点となった場合には選定委員会において協議のうえ選定する。
- (6) 選定委員会の選定結果を受けて、本県として優先交渉権者及び次点者（以下「優先交渉権者等」という。）を決定し、応募者全員に優先交渉権者等の名称（グループによる申請の場合は代表事業者名）を電子メールで通知するとともに、応募件数及び優先交渉権者等の名称（グループによる申請の場合は代表事業者及び構成員名）とその提案内容の概要を県ホームページで公表する。
- (7) ヒアリング審査の無効  
次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
  - ① 虚偽の記載をした場合
  - ② 郵送により提案書類を提出する場合において、その送付された提案書類が定められた日時までに定められた場所に到着しない場合
  - ③ 提案書の所定の場所への記名若しくは押印がない場合
  - ④ 提案書類が不足する場合
  - ⑤ 不正な行為があった場合
  - ⑥ 参加登録通知後、参加資格要件を欠くこととなった場合
  - ⑦ 複数者による共同応募において、提出した参加資格確認申請書と異なるグループによる提案書の場合
- (8) ヒアリング審査の結果、ふさわしい提案がなかった場合は、優先交渉権者を選定しない。

#### 5 留意事項

- (1) 提案書の受理をもって、応募事業者が本公募要項等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提案書提出後の修正は原則認めない。(誤字、脱字等の修正に限り、応募事業者から申し出があり、病院局企画課(以下「事務局」という。)が認めた場合に可能とする。)
- (4) 提案書審査に当たり、事務局が必要と認める時は、応募事業者から必要最小限の範囲で追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 応募に際し必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (6) 提案書は、原則として返却しない。
- (7) 応募事業者が提出する提案書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、提案書は、優先交渉権者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (8) 提案書の作成のために本県より受領した資料は、本県の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (9) 受託候補者が提出した技術提案書については、その内容を事務局が公表することがある。ただし、非特定者が提出した技術提案書は公表しない。

## 6 辞退届の提出

応募事業者及び優先交渉権者が辞退する場合には、事務局に辞退届(様式4)を提出すること。なお、共同応募の場合は、応募代表者が提出すること。

## VI 契約

### 1 基本協定書の締結

#### (1) 基本協定書の締結

本県は、「別紙2 基本協定書(案)」をもとに、優先交渉権者と協議を行い、協議の結果、両者が合意に至った場合には当該優先交渉権者と基本協定書を締結する。合意に至らなかった場合、又は、協議が長期間に及び本病院の開設時期に支障を来すおそれがある場合は協議を打ち切り、次点者との協議を開始する。

#### (2) 契約書の締結に向けた協議

本県及び優先交渉権者は、基本協定書締結後、事業契約の締結に向けて次の事項について協議を行う。なお、令和5年8月末までに契約に至らなかった場合は、基本協定書に関わらず、協議を打ち切り、次点者との協議を開始する。ただし、本県が認めたときは、協議期間を延長する場合がある。

- ① 事業体制  
設計業者、建設業者、維持管理業者、当初入居者等の確認
- ② 提案内容確認
- ③ 土地賃料
- ④ 基本設計
- ⑤ 実施設計
- ⑥ 施設等の建設工事・工程に関する具体的な条件
- ⑦ 運営に関する具体的な条件
- ⑧ 事業計画を進めるに当たっての双方の義務及び費用負担
- ⑨ 本病院工事との調整(取り合い、スケジュール、敷地内作業エリア)
- ⑩ 契約解除、履行遅延にかかる違約金等の額
- ⑪ その他、本県が必要と認める事項

#### (3) 契約不成立となった場合の費用負担

基本協定書締結後、本県及び優先交渉権者のいずれの責にも帰さない事由により、事業契約の締結に至らなかったときは、別途書面による合意がある場合を除き、本県と優先交渉権者が本事業の準備に関してすでに支出した費用等については、各自が負担するものとする。

## 2 契約書の締結

本県及び優先交渉権者は、基本協定書に沿って設計及び詳細条件等について協議し、双方合意に至った場合は、その協議結果を基に事業契約書および事業用定期借地権設定契約書を締結する。（別紙3「事業契約書（案）」、別紙4「事業用定期借地権設定契約書（案）」の通り）

## 3 契約の条件

### （1）契約の履行

事業者は、事業契約書に定める期日までに本事業を開始すること。

### （2）債務不履行に対する措置

#### ① 事業者の債務不履行に対する措置

本事業期間中、次に掲げる場合は、本県は事業者に対して書面により通知した上で、事業契約の全部を終了させることができる。

ア 事業者が本事業を放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき。

イ 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続き（その他、今後新たに創設されるこれらと同種の手続き。）によって申し立てがなされたとき。

ウ 事業者が業務について、著しい虚偽報告を行ったとき。

エ 事業者が事業契約に違反し、その違反により事業契約の目的を達することができないと本県が認めたとき。

オ その他事業契約を継続しがたい重大な背信行為があったと本県が認めるとき。

#### ② 第三者に及ぼした損害等

本事業を実施するにあたり、第三者に損害を及ぼした場合は、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち本県の責に帰すべき事由により生じたものは、本県が負担する。

#### ③ 違約金等に関する条項

ア 事業者の債務不履行により事業契約が解除された場合や、事業者の責により事業開始が遅れた場合には、契約書に定める違約金を県に支払うものとする。

イ 上記に関わらず事業実施にあたり事業者が県に与えた損害については、県に賠償しなければならない。

### （3）契約内容の変更

当初定めた業務内容について追加、変更等を行う場合は、本県の承認を得るものとする。

## Ⅶ 参考事項

下記、公表資料等を参照すること。2については、要求水準書の配布を希望した者に対して配布する。なお、その他の詳細資料については、優先交渉権者決定後に優先交渉権者に提供する。

### 1 公表資料

（1）兵庫県立がんセンター建替整備基本計画

（2）兵庫県立がんセンター建替整備の基本設計概要

（3）兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（兵庫県法規データベース参照）

## 2 配布資料

- (1) 評価等事項 (別紙1)
- (2) 基本協定書 (案) (別紙2)
- (3) 事業契約書 (案) (別紙3)
- (4) 事業用定期借地権設定契約書 (案) (別紙4)